

騒音作業健康診断(平成4年10月1日基発第546号)

通達の別表1、2に示されている等価騒音レベルが85dB(A)以上になる可能性が大きい60作業場の業務に従事する労働者に対し、雇入れ時、または当該作業への配置替え時および6ヶ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。ただし、作業環境測定の結果その作業場の等価騒音レベルが85dB(A)未満の場合には、6ヶ月以内ごとに1回の定期的健康診断は省略することができます。

別表1は、労働安全衛生規則に基づき、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場を掲げたものであり、別表第2は、各種の測定結果から等価騒音レベルで85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものである。



～雇入れ時等健康診断～

既往歴および業務歴の調査

自覚症状および他覚症状の有無の検査

オーディオメータによる250・500・1000・2000・4000・8000ヘルツにおける聴力の検査

その他医師が必要と認める検査

～定期健康診断～

既往歴および業務歴の調査

自覚症状および他覚症状の有無の検査

オーディオメータによる1000および4000ヘルツにおける選別聴力検査

定期健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の検査を実施しなければなりません。

オーディオメータによる250・500・1000・2000・4000・8000ヘルツにおける聴力の検査

その他医師が必要と認める検査